

いわて県民情報交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第9号

いわて県民情報交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

いわて県民情報交流センター条例施行規則（平成18年岩手県規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

区 分			単 位	利用料金の上限額 (1回につき)	
附属 の設 備	ホール	照明設備	第1 スポットライト	1 式	円 2,650
			第2 スポットライト	1 式	3,400
			第3 スポットライト	1 式	3,400
			第4 スポットライト	1 式	3,400
			第5 スポットライト	1 式	3,580
			第6 スポットライト	1 式	1,520
			第7 スポットライト	1 式	1,160
			第8 スポットライト	1 式	1,160
			カラーフィルター	1 式	200
			クセノンフォロースポットライト	1 式	1,190
			プロジェクタースポットライト	1 式	210
			ディスクマシーン	1 式	350
			スライドキャリアマスク	1 式	110
			ダブルマシン	1 式	210
			リニアエフェクト	1 式	290
			パターンアダプター	1 式	40
			ミラーボール (丸変速型)	1 式	100
			ミラーボール (楕円変速型)	1 式	130
			波エフェクト	1 個	70
			ステージスポットライト (1 k w)	1 個	220
		ステージスポットライト (0.5 k w)	1 個	200	
		エリプソイダルスポット	1 式	60	
		ストリップライト	1 台	90	
		スモークマシーン	1 式	210	
		映像設備	高輝度プロジェクター	1 台	13,730
			書画カメラ	1 台	800
			移動型液晶プロジェクター	1 台	3,010
		舞台設備	水引幕	1 枚	580
			源氏幕	1 対	360
			引割幕	1 対	1,870

		袖幕	1 枚	400
		一文字幕 (高さ4,550mm)	1 対	860
		一文字幕 (高さ3,200mm)	1 枚	620
		バック幕	1 対	1,710
		ダメ黒幕	1 対	650
		平台	1 台	150
		箱足	1 個	10
		箱階段	1 台	230
		電動昇降式演台	1 台	1,060
		花台	1 台	200
		司会者台	1 式	860
		金びょうぶ	1 双	2,430
		白びょうぶ	1 双	2,430
		旗パネル	1 枚	270
		地 ^{がすり} 紺 (幅18,000mm)	1 枚	1,020
		地 ^{がすり} 紺 (幅6,000mm)	1 枚	210
		展示パネル	1 式	1,100
		ホワイトボード	1 台	60
		プログラムスタンド	1 台	120
		パンチカーペット	1 巻	260
		仮設ステージ	1 式	890
		ミーティングチェア	1 脚	20
		ピアノ	1 台	13,960
		指揮者台	1 台	140
		指揮者用譜面台	1 台	70
		譜面台	1 台	70
	その他の設備	同時通訳装置	1 式	16,940
		国際会議用テーブル	1 式	13,440
ホール以外 の施設	展示室	展示台 (高さ850mm)	1 台	130
		展示台 (高さ900mm)	1 台	260
		展示台 (高さ1,050mm)	1 台	320
		展示台 (高さ1,200mm)	1 台	340
		簡易式展示パネル (3連)	1 台	320
		簡易式展示パネル (4連)	1 台	410
		簡易式展示パネル (5連)	1 台	510
		昇降式自立パネル	1 台	740
		床面照明器具	1 台	30
		スポットライト	1 台	20
		可動カウンター	1 台	80

		椅子	1脚	20
	スタジオ・調整室	ドラムセット	1式	700
		ギターアンプセット	1式	710
		ベースアンプセット	1式	610
		電子ピアノ	1台	300
		シンセサイザー	1台	250
		譜面台	1台	10
		丸椅子（楽器演奏用）	1脚	10
		スピーカーパワーアンプセット	1式	910
		ダイナミックマイクロホン1	1本	60
		ダイナミックマイクロホン2	1本	30
		コンデンサーマイクロホン	1本	110
		マイクスタンド（ブーム式）	1台	50
		マイクスタンド	1台	50
		ステレオヘッドホン	1台	30
	リハーサル室	ピアノ	1台	5,170
	会議室804	固定型プロジェクター	1台	6,000
ホール・ホール以外の施設 共通		簡易スピーカーシステム	1台	220
		放送設備	1式	1,400
		コンパクトディスク・ミニディスクラジオカセット テープレコーダー	1台	120
		発光ダイオードスポットライト	1台	290
		ビデオ一体型デジタルディスクプレーヤー	1台	70
		スクリーン	1台	140
		パイプ組立式スクリーン	1式	530
		移動型プロジェクター1	1台	670
		移動型プロジェクター2	1台	340
		書画カメラ1	1台	470
		書画カメラ2	1台	270
		プロジェクター・書画カメラ台	1台	160
		ノートパソコン	1台	330
		茶道具	1式	640
		展示パネル	1枚	110
		金びょうぶ	1双	720
		リノリュウム	1枚	80
		折りたたみテーブル	1台	20
		スタッキングテーブル	1台	90
		ステージ	1台	580
電気料			1kwま でごとに	140

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。